

## 一般財団法人松本市スポーツ協会職員の服務に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会(以下「この法人」という。)の事務局職員(以下「職員」という。)の服務について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (職員の責務)

第2条 職員は、この法人の趣旨にのっとり職務の公共性を認識するとともに、この規程を遵守し、上司の指示に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

### (遵守事項)

第3条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時間を遵守し、職務を確実かつ迅速に処理するよう努めること。
- (2) 常に職務能率を増進するため、創意工夫に努めること。
- (3) 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退等をしないこと。
- (4) 機械器具その他備品の取扱いは、周到な注意を払い、愛護及び節約に努めること。
- (5) 勤務時間中、みだりに私用離席しないこと。
- (6) 所管外の事務でも相互に援助、協力すること。
- (7) 会長の許可を得ないでこの法人以外の業務に就かないこと。
- (8) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (9) この法人の信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (10) この法人の秩序又は職場の規律を乱さないこと。

### (出 勤)

第4条 職員は、始業時刻までに出勤し、業務に従事しなければならない。

### (欠 勤)

第5条 職員は、止むを得ない事由により欠勤しようとするときは、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

2 職員は、傷病その他の理由により欠勤が7日以上にわたるときは、医師の診断書又はその他事由を証する書面を添えて届け出るものとする。

### (賠償責任)

第6条 職員が、業務上において故意又は重大な過失によりこの法人に損害を与えたときは、その状況に応じて賠償しなければならない。

### (勤務時間及び休憩時間)

第7条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、非常勤職員の勤務時間及び休憩時間は、会長が別に定める。

### (勤務を要しない日及び休日)

第8条 勤務を要しない日及び休日(以下「休日等」という。)は、別表のとおりとする。ただし、非常勤職員の休日等は、会長が別に定める。

### (時間外勤務及び休日等勤務)

第9条 会長は、業務のため必要があると認めたときは、職員に対し、勤務時間以外の時間又は休日等における勤務を命じることができる。

(休日等の振替)

第10条 職員に対し、休日等に勤務を命じる場合は、当該休日等を他の日に振り替えることができる。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇は、労働基準法(昭和27年法律第287号)第39条の規定に基づくものとする。

(療養休暇)

第12条 会長は、職員が業務上に起因する負傷又は病気のため療養を要すると認めた場合は、職員にその必要とする期間を療養休暇として与えるものとする。

(特別休暇)

第13条 会長は、職員に必要な応じ特別休暇を与えることができる。

(休暇の手続)

第14条 職員は、第11条に規定する年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。

(任免、分限及び懲戒)

第15条 職員の任免、分限及び懲戒については、会長が別に定める。

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 財団法人松本体育協会職員の服務に関する規程は廃止する。

附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年6月26日から施行する。

## 別表

勤務箇所	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
事務局	午前8時30分から午後9時までの間における7時間45分(割り振りは、事務局長が定める。)	1日60分(業務に応じて事務局長が定める。)	(1)日曜日 (2)土曜日	(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2)12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
施設等	午前7時30分から午後9時30分までの間における7時間45分(割り振りは、事務局長が定める。)	1日60分(業務に応じて事務局長が定める。)	1週間について2日(割り振りは、事務局長が定める。)	